

クリーニング所の開設をお考えの方へ

【1】 営業施設の工事着工前に、所轄の区役所衛生課 環境衛生係に施工図面を持参の上、施設基準に適合しているか、ご確認ください。

【2】 クリーニング所開設届に必要な書類を添付の上、検査手数料を納付して申請してください。
施設の適合確認検査を受けた後、適合確認済書が交付され、営業を開始することができます。
(無店舗取次店にあっては無店舗取次店営業届出済書)
申請から確認済書交付までの標準処理期間は6日です。
検査手数料は16,000円です。(無店舗取次店については手数料無料です。)

【3】 届出に必要なもの(川崎市クリーニング業法施行細則 第2条)

届 出 書 類		内 容	チェック
クリーニング所開設届(第1号様式) 無店舗取次店営業届(第1号様式の2)		必要事項を記載してください。	☐
添付書類	《一般クリーニング所、取次店》 クリーニング所の構造設備を記載した平面図 《無店舗取次店営業》 業務用車両の構造を記載した図面	寸法の入った平面図に機械器具の配置等を図示してください。	☐
	《営業者が他にクリーニング所、又は無店舗取次店を営んでいる場合》 クリーニング所等一覧表(第1号様式の3)	市内で他に開設しているクリーニング所の店舗の名称、所在地、従業員数 *従事者にクリーニング師がいる場合にはその氏名を記載してください。	☐
	《法人の場合》 登記事項証明書等、主たる事務所の所在地名称及び代表者の氏名を証明する書類	発行から概ね6箇月以内の原本を添付してください。法務局で取得できます。	☐
	《取次店、無店舗取次店営業の場合》 適合確認済書の写し	◎取次店:洗濯物を処理する一般クリーニング所の適合確認済書等 ◎無店舗取次店営業:洗濯物を受け取る取次店又は一般クリーニング所の適合確認済書等	☐
提示書類	《一般クリーニング所、取次店》 クリーニング師免許証 *取次店については、従事者がいる場合	免許証原本を提示してください。	☐
	《無店舗取次店営業》 届出を行う業務用車両の車検証	車検証原本を提示してください。	☐

＜他法令の遵守について＞

営業内容や施設の規模によって他法令を遵守する必要があります。

・消防法令について お問合せ先 管轄消防署

(川崎区:044-299-0119(臨港署)、044-223-0119(川崎署) 幸区:044-511-0119 中原区:044-411-0119

高津区:044-811-0119 宮前区:044-852-0119 多摩区:044-933-0119 麻生区:044-951-0119)

※川崎区は区域により臨港署と川崎署に管轄が分かれていますので、詳細はお電話にて御確認ください。

・建築基準法令について お問合せ先 まちづくり局指導部建築審査課

(川崎、幸区:044-200-3016 中原、高津区:044-200-3020 宮前、多摩、麻生区:044-200-3045)

※ 用途地域によって建築することができる地域が制限されることがあります。ガイドマップかわさきの都市計画情報で、用途地域を確認した上で、上記の用途地域に該当する場合は、建築士、まちづくり局指導部建築審査課等に相談して下さい。

【4】開設後の届出(川崎市クリーニング業法施行細則 第3条, 第5条, 第6条)

手 続 き	届 出 書 類	内 容	添 付 書 類 等	チェック
確認済書の再交付	クリーニング所適合確認済書再交付申請書(第4号様式)	適合確認済書(無店舗取次店にあっては無店舗取次店営業届出済書)を破損、汚損、亡失したとき	破損、汚損したときはクリーニング適合確認済書(無店舗取次店にあっては無店舗取次店営業届出済書)	☐
変更	開設(営業)届出事項変更届(第6号様式) ※変更の日から10日以内に届けてください。	構造設備の変更の場合	・変更前と変更後の図面 ・クリーニング所適合確認済書(無店舗取次店にあっては無店舗取次店営業届出済書)	☐
		法人の主たる事務所の所在地、名称又は代表者の氏名の変更の場合	・登記事項証明書原本(概ね6箇月以内のもの) ・クリーニング所適合確認済書(無店舗取次店にあっては無店舗取次店営業届出済書)	☐
		クリーニング師を新たに雇い入れたとき	その者のクリーニング師免許証原本を提示して下さい。	☐
廃止	廃止届(第7号様式) ※廃止の日から10日以内に届けてください。	廃止したとき	クリーニング所適合確認済書(無店舗取次店にあっては無店舗取次店営業届出済書)	☐
地位の承継	地位承継届(第8号様式)	営業の譲渡による承継	・営業の譲渡が行われたことを証する書類 ・当該営業を譲り受けた者が法人の場合にあっては、登記事項証明書 ・クリーニング所適合確認済書(無店舗取次店にあっては無店舗取次店営業届出済書)	☐
		相続による承継	・戸籍謄本又は不動産登記規則第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し ・相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により開設者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあっては、その全員の同意書 ・クリーニング所適合確認済書(無店舗取次店にあっては無店舗取次店営業届出済書)	☐
		合併による承継	・合併後存続する法人又は合併により設立された法人の登記事項証明書は令和7年2月から添付不要となりました。届出内容の確認に必要な登記情報を、行政機関間の連携システムを利用して川崎市が確認します。 ・クリーニング所適合確認済書(無店舗取次店にあっては無店舗取次店営業届出済書)	☐
		分割による承継	・分割により営業を承継した法人の登記事項証明書は令和7年2月から添付不要となりました。届出内容の確認に必要な登記情報を、行政機関間の連携システムを利用して川崎市が確認します。 ・クリーニング所適合確認済書(無店舗取次店にあっては無店舗取次店営業届出済書)	☐
		市内で他にクリーニング所を開設し、又は無店舗取次店を営んでいる場合	クリーニング所等一覧表(市内で他に開設しているクリーニング所の店舗の名称、所在地、従業員数)	☐

適合確認後は、市ホームページに営業施設名称、営業施設所在地、営業者氏名、営業者所在地(法人のみ)、営業施設電話番号、適合確認年月日、適合確認番号、営業所面積及び営業種別をオープンデータとして掲載します。

お問い合わせ先

名 称	電話番号	ファックス番号
川崎区役所衛生課	044-201-3222	044-201-3291
幸区役所衛生課	044-556-6681	044-556-6659
中原区役所衛生課	044-744-3271	044-744-3342
高津区役所衛生課	044-861-3322	044-861-3308
宮前区役所衛生課	044-856-3270	044-856-3274
多摩区役所衛生課	044-935-3306	044-935-3394
麻生区役所衛生課	044-965-5164	044-965-5204

※ 開庁時間は8:30~12:00, 13:00~17:00です。 土・日曜日、祝祭日は閉庁です。